

# 笠間市公民連携ガイドライン

2023年12月

笠間市政策企画部

## 1. 公民連携の必要性

人口減少、少子化・高齢化の進展による人口構造の変化を背景として、地域での暮らしには様々な課題があります。また、インフラの老朽化、停滞する地域経済環境が続く中で、人口や経済を活性化する施策や多様化する価値観を持つ生活者に対する公共サービスを、人材及び財源を含めて行政のみで維持・向上を図ることは困難となってきました。

一方で、経済・環境・社会の3面から目標が構成されているSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）への取り組みをはじめ、国内市場が成熟した中での経済的価値の創造に可能性があることから社会課題の解決に積極的に取り組む企業が増加しています。

国においては、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供を目指し「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」を平成11年7月に制定し、翌年3月に「基本方針」を策定しPFI方式による取り組みが開始されました。

笠間市では、これまで各施策の効果向上を目指し、多くの事業で市民の参画をはじめ、民間企業等との連携を図ってきており、平成27年策定の第1期笠間市創生総合戦略では「産学官連携の推進」、第2期同戦略では「公民・広域連携の推進」をプロジェクトとして位置づけるなど、積極的に取り組む施策として計画においても明らかにしてきました。また、令和2年6月には「笠間市公民連携基本方針」を定め公民連携の考え方及び市内における進め方を定め、公民連携による取り組みの強化を図っています。

しかしながら、地域における多様な問題が顕在化してきており、さらには、自然災害、感染症などの発生、生成AIに代表される技術革新など社会環境の変化が続いています。かつ、既存の法令や制度での想定を超え、模範的な答えがない課題解決にも挑戦していく必要があります。

そのためには、知識、技術だけでなくファイナンスを含めた経営能力など多様な人材、民間企業等が持つ能力を取り入れていくことが必要であり、かつ、そういった企業等から選ばれる市となっていく必要性がより高まっています。同時に、国の民間資金等活用事業推進会議においてPPP/PFIの導入加速に向けて優先的検討を促す10万人以上の地方公共団体に満たない本市において、参画を拡大し連携を深めるにあたっては、市の姿勢を示すとともに透明性や公平性の確保の観点から公民連携の方針や手法を明らかにする必要があります。

## 2. 笠間市公民連携ガイドラインの位置づけ（条例第5条）

上記の必要性を受け、本市の方針、取り組みの原則、推進体制等を規定した「笠間市公民連携推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。笠間市公民連携ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、条例第5条に規定する指針となるもので、公民連携の手法等を明らかとし「未来に向けた笠間市づくり」を強固に進める公民連携を適切に推進するために民間及び行政の双方が相互の理解を深めるとともに、手法等を共有するために策定するものです。

### 3. 基本的な考え方

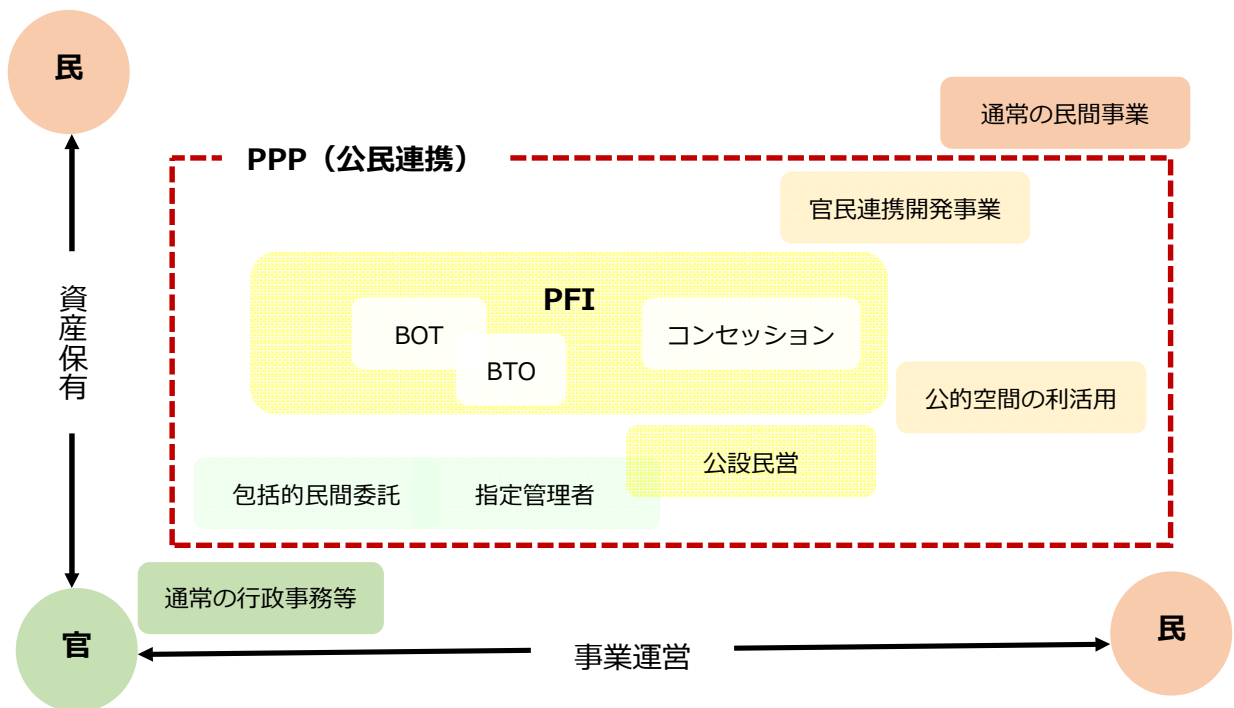
#### (1) 公民連携の全体像

適切な公共サービスの維持を図る上での様々な課題解決手段の一つとして PPP（Public Private Partnership）、その具体的な手法の一つである PFI（Private Finance Initiative）が挙げられます。PPP は、行政と民間が連携して公共サービスの提供等を行うことを指し、その具体的な手法として、PFI 事業、指定管理者制度、包括的民間委託、ネーミングライツなど様々なものがあり、その範囲も広がりを見せています。

※PPP…行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行うこと

※PFI…公共施設等の設計、建設、維持管理等に民間の資金やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法（PFI 法に基づく手法）

【公民連携の全体像】



#### (2) 目的と定義（条例第1条・第2条）

本市における公民連携の目的は、笠間市総合計画に定める将来像と未来に向けて進むまちの形成に向け、「1. 公民連携の必要性」を踏まえて「行政サービスの質の向上」、「行政サービス領域の最適化と手法の改善」、「地域及び経済の持続と活性化」の3点を目的とします。

なお、本市における公民連携の主体となる民間は、国及び地方公共団体以外で市内で活動又は活動をしようとする法令等（法律、政省令、条例、規則の外、通知、告示など国及び地方公共団体が遵守すべきルールとして定めているものをいう。以下同じ。）を遵守している法人又は団体、個人を指します。

### ①行政サービスの質の向上

多様化を深める課題に対して、従来の行政サービスでは量、質の両面で限界があります。そのため、民間が保有する資産であるアイデア、資金、技術、ノウハウ等を活用し、効率と効果の双方を実現するサービスの展開を図ります。

### ②行政サービス領域の最適化と手法の改善

老朽化するインフラの維持や行政の事業、事務などは拡大と細分化を続けていますが、人口が減少する中で、財源と人材の双方に限りがあり、その対応には限界があります。そのため、改めて民間との連携による財源確保や行政コストの抑制を含めた公共領域の最適化と手法の改善を図ります。

### ③地域及び経済の持続と活性化

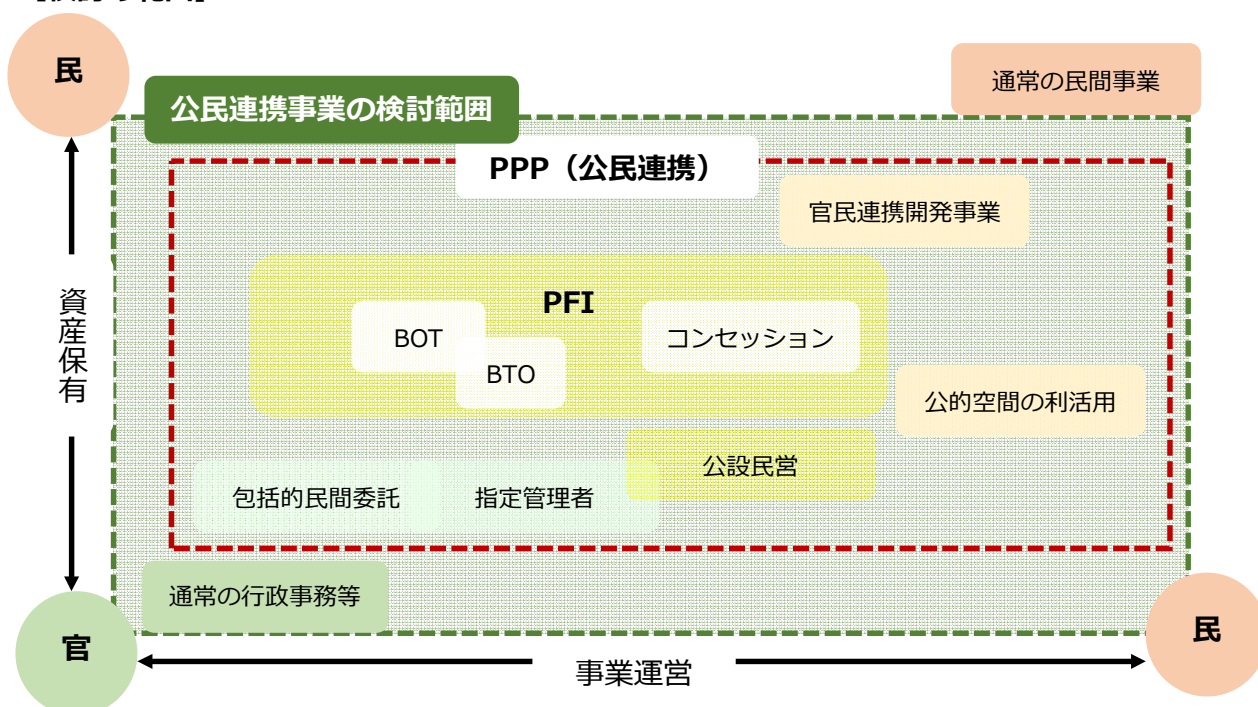
本市の歴史と風土を培ってきた各地域及び停滞が続く地域経済の持続と活性化は、未来に向けて希望を感じるまちづくりそのものとなります。そのため、民間との連携による各種の取り組みを通して、日常生活における課題の解決、人の流れや活躍する場づくりなど、地域における新たな価値の創出を図ります。

## (3) 基本方針（条例第3条）

本市における公民連携事業は、行政と民間が連携して公共サービスを提供する「PPP」を指すものとし、公民連携により市民サービスの効果向上及び行政の効率化を可能と考えられる全ての分野におけるソフト又はハード事業を対象とします。

このことから、その検討にあたっては、通常の行政事務等も含まれます。なお、法定受託事務など、法令等により市が直接実施することなどが定められているものは除きます。ただし、効果向上及び効率化の観点から必要と考えられる事務等については、内容の仕分けなど法令等の定める範囲での対応、検討は行うものとしします。

#### 【検討の範囲】



#### **(4) 公民連携事業の原則（条例第4条）**

共通の目的に向かって進める公民連携事業を、行政及び民間の双方にメリットがあるものとしていくため、「対等性」、「多様性」、「総合性」の3点を公民連携事業の原則として推進します。

##### **①対等性の原則**

行政と民間の双方がもつ資金、経営能力、技術などの資源について、適切な相互負担を行うとともに、双方に効果をもたらす取組みとします。また、課題や目標の明確化を行うだけでなく、実行段階を通して提案や意見など対話を継続して進めていくものとします。

##### **②多様性の原則**

模範解答がない課題解決に向けて、絶対的な条件として公共的な視点を持つこととした上で、民間は主体的に提案や活動を行い、市は民間の規模や実績に関わらず課題解決に向けた効果の想定などを行い、様々な民間が参画、参加できる条件を整理しながら、連携の実施の是非を含めた検討を行うものとします。

##### **③総合性の原則**

行政と民間の双方ともに、単一の担当部局などにとらわれない事業の検討及び実施に必要な体制を構築し、様々な関連性をもつ複数の課題の同時解決といった効果の発現及び向上の実現を図る取組みとします。また、ホームページなどの媒体を活用した積極的な公表を通して、支援者や協力者の確保など事業の効果向上を促進するとともに、透明性及び公平性の確保を図るものとします。

#### **4. 公民連携事業の手法**

公民連携事業の手法は、ソフト及びハード事業の双方において各種の手法が存在しますが、本市が進める手法は次に列記するとおりとなります。ただし、民間の提案を含め、新たな手法を否定するものではなく、法令等の範囲において手法の拡大等を図っていきます。

##### **(1) 協定**

協定は、ソフト事業を対象とすることが基本となり、中長期的な視点から幅広い分野における取組みを推進する包括連携協定と特定の事業分野における取組みを推進する事業連携協定の2種類となります。なお、本市においては、協定の締結にあたっては庁議で審議するものとして、その評価は、後述する条例第7条に規定する笠間市公民連携審議会（以下「審議会」という。）に、原則として包括連携協定は5年度間毎、事業連携協定は3年度間毎に連携事業の内容等について報告し、評価を受け、必要な改善等を行うものとします。

##### **①包括連携協定**

主にソフト事業を対象として、保健・福祉、まちづくり、教育、環境など幅広い分野において、中・長期間にわたり継続して取組みを推進するために締結する協定をいいます。大学など

の教育機関とのまちづくりの研究などが挙げられ、包括連携協定の締結にあたっては、締結する相手方の特性と強みなどを踏まえて幅広い調査研究等に効果が期待できる場合に締結しますが、具体的な活動が予定されない場合は締結しないものとします。

なお、具体的な事業を進める場合に、金銭的な負担とともに契約が必要となる場合は、別に法令等の規定に従い進めるものとします。

## ②事業連携協定

ソフト及びハード事業の双方を対象として特定の事業分野において、継続の必要性が高い事業について締結をする協定をいいます。災害対応や公募審査等を経た後の民間活力活用事業における連携などが挙げられます。事業連携協定の締結にあたっては、相互の役割分担、事業期間などを明確にするとともに、必要に応じて別に法令等の規定に従い契約を締結するものとします。

なお、事業連携協定は後述する「7. 提案等の募集等」の記載内容を原則として選定等を進めるものとします。

## (2) 実証実験等の共同事業及び後援等

民間が実施する事業に対し、本市がフィールドや情報の提供など協力又は支援して取組む事業をいいます。大学等の教育機関によるフィールドワークやドローンによるサービスの提供実験などが挙げられます。

共同事業は、民間における活動を促進するもので人口の流入を含めた地域の活性化に資すると判断できることから、積極的に受け入れを推進するとともに、情報提供を含めた共同性を高めた取組みとして効果向上を図るものとし、原則として庁議に報告を行い実施するものとし、結果については、主体である民間の意向を踏まえながら公表に努めるものとします。

また、イベント等の後援等については、笠間市後援等に関する事務取扱要綱（平成 18 年笠間市告示 272 号）の規定に基づき実施するものとします。

## (3) 市有財産の活用事業

### ①広告事業

公共施設、公用車、封筒など、市の広告媒体の活用や施設の愛称として民間の名称等を付与する権利を与えることで得られた広告料や命名権料を市の財源として活用する事業をいいます。

広告事業は、媒体となる施設等の利用者増加など民間の広告効果を高める努力を行いながら、財源確保に資する取組みとして推進し、笠間市ネーミングライツ事業実施要綱（令和 2 年笠間市告示第 426 号）、笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成 19 年笠間市告示第 55 号）など個別の告示等の規定に基づき実施するものとします。また、民間からの提案も含めて積極

的に媒体の拡大に努める事業とします。

## ②市有資産の活用事業

市が保有する土地や施設等を有効活用し、賃借料などを市の財源とするとともに、民間が当該施設等を活用することにより価値を高める事業をいいます。

市有財産の活用は、財源確保及び地域活性化の観点から効果があると判断できるため、単に土地や空き施設等の活用を検討するだけではなく、空きスペースの活用など様々な方策を検討し、対象の拡大を図るものとします。この活用事業にあたっては、笠間市公有財産利活用検討委員会設置要綱（平成 19 年笠間市訓令第 20 号）での審議など所定の手続きを経ることとします。なお、民間の提案を求めて活用を図る事業で、資産の価値や地域への影響が大きいと判断される事業については、条例第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づく特定公民連携事業として、募集等の手続きを含めた内容を審議会に諮問した上で実施するものとします。

### 【市有資産の活用手法】

種類	手法	概要
施設	譲 渡	公共施設（又はその一部）を無償又は有償で譲渡し、管理運営を民間企業等が行う。
	貸 与	公共施設（又はその一部）を無償又は有償で貸与し、管理運営を民間企業等が行う。
土地	普通借地	公有地に更新がある借地権を設定して運営を民間企業等が行う。
	定期借地権	公有地に更新がない定期借地権として設定し、民間企業等が施設等の設計から運営を行う。
	等価交換	公有地を提供し、建設費を民間企業等が負担して共同建設し、土地評価額に相当する建物の区分所有権を取得する。
	土地信託	公有地を土地信託による民間企業等が活用し、信託による利益を行政に還元する。
	売却	条件を付けて、公有地を民間に売却する。

## （４）公共施設等の整備及び管理等事業

公共施設等の整備や運営等にあたっては、地方自治法に基づく指定管理者制度、PFI 法に基づく各方式、民法に基づく包括的民間委託など、下記に列記するとおりそれぞれの法令等に規定する手法があります。

方式に応じて、各法令等に基づく手続き等により進めるものとなりますが、本市では後述する条例第 6 条の規定により、一定の条件に基づき「特定公民連携事業」として指定し、推進する手法等を審議会に諮問、審議を経た後、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に

関する条例（平成 18 年笠間市条例第 62 号）など、それぞれの法令等の規定に従い進めるものとし、ます。なお、現在、指定管理者を導入している施設等については、単に指定管理者制度による運営等を継続するのではなく、条例の趣旨に基づき様々な視点から手法などの検討を行った上で、継続等の判断を行うものとし、ます。

### ①民間が公共施設等の運営等を担う手法

指定管理者制度、公共施設等運営権方式（コンセッション）、包括的民間委託及び公共施設運営だけではなく業務遂行委託を含めたアウトソーシング（民間委託）が手法として挙げられます。

### ②民間が公共施設の設計等又は運営等を担う手法

BTO（建設・移転・運営等）方式、BOT（建設・運営等・移転）方式などが手法として挙げられます。また、運営等は担わない民間が建設した施設等を借り上げる方式など各種の手法が存在します。

#### 【事業手法の区分・方式・根拠法令】

区分	方式	根拠法令
民間が公共施設等の運営を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 など	PFI 法 地方自治法 民法
民間が公共施設の設計、建設又は運営等を担う手法	BTO 方式（建設－移転－運営等） BOT 方式（建設－運営等－移転） BOO 方式（建設－所有－運営等） DBO 方式（設計－建設－運営等） RO 方式（改修－運営等） ESCO 事業（省エネルギー効果事業） など	PFI 法 同上 同上 地方自治法 PFI 法 民法・PFI 法
民間が公共施設等の設計及び建設等を担う手法	BT 方式 民間施設借上方式 など	PFI 法 都市再開発法

#### 【民間が公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を行う手法】

B T O方式 建設-移転-運営等	<p>○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式</p> <p>・ サービス購入型の P F I 事業等で広く採用されており、採用されている施設の種別は多岐にわたる。</p> <p>・ 維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定される。</p>
----------------------	---



	<p>○業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的</p> <p>○対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的</p>
<p>B O T方式 建設-運営-移転</p>	<p>○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式</p> <p>・民間事業者が利用料金収入を直接收受するなど民間事業者の裁量の余地が広いP F I事業等で採用されている。</p> <p>・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広がっている。</p> <p>○業務範囲と契約はB T O方式と同じ</p> <p>○対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的</p>
<p>B O O方式 建設-所有-運営等</p>	<p>○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式</p> <p>・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせることができるP F I事業等で採用されている。</p> <p>・損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられる。</p> <p>○業務範囲と契約はB T O方式と同じ</p> <p>○対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的</p>
<p>B T方式 建設-移転</p>	<p>○民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式</p> <p>・公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託するP F I事業等において採用されている。</p> <p>○業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的</p> <p>○対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的</p>
<p>R O方式 改修-運営</p>	<p>○既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式</p> <p>・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託するP F I事業等において採用されている。</p> <p>○業務範囲と契約はB T O方式と同じ。</p> <p>○対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。</p>
<p>D B O方式 設計-建設-運営等</p>	<p>○民間事業者に公共施設等の設計・建設と、維持管理・運営等を一括して発注する方式</p> <p>・廃棄物処理施設の分野等で、P F I手法と並び採用されている。</p> <p>・資金調達や工事発注、所有は公共側が担うスキーム。</p> <p>○業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的</p> <p>○設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的</p>

<p>DB方式 設計-建設</p>	<p>○民間事業者が公共施設等の設計・建設を一括して発注する方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の建設後、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託する。</li> <li>・資金調達、所有は公共側が担うスキーム</li> </ul> <p>○業務範囲に、設計・建設等を含むことが一般的</p> <p>○対価は施設の引渡しまでに支払うことが一般的</p>
<p>ESCO Energy-Service- Company</p>	<p>○民間事業者が施設・設備の改修や導入等、省エネルギー改修に係る設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを公共に提供する方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施の結果得られる省エネルギー効果を民間事業者が保証。</li> <li>・事業費の支払に当たっては、定期的に省エネルギー効果の計測・検証を行い、保証された効果を確認することにより、毎年度契約された額を支払うこととなる。</li> <li>・基本的に、この保証された光熱水費の削減額の範囲内で、すべての事業費を賄うものである。</li> </ul>

【民間が公共施設等の維持管理、運営等を行う手法】

<p>公共施設等運営事業 (コンセッション)</p>	<p>○利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営等を行う方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金を収受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されている。</li> <li>・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれている。</li> </ul>
<p>O方式 運営等</p>	<p>○民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式</p>
<p>指定管理者制度</p>	<p>○公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設は「公の施設」に限定されるが、広く採用されている。</li> </ul>
<p>包括的民間委託</p>	<p>○公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し、最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設（プラント等）で採用されている。</li> </ul>

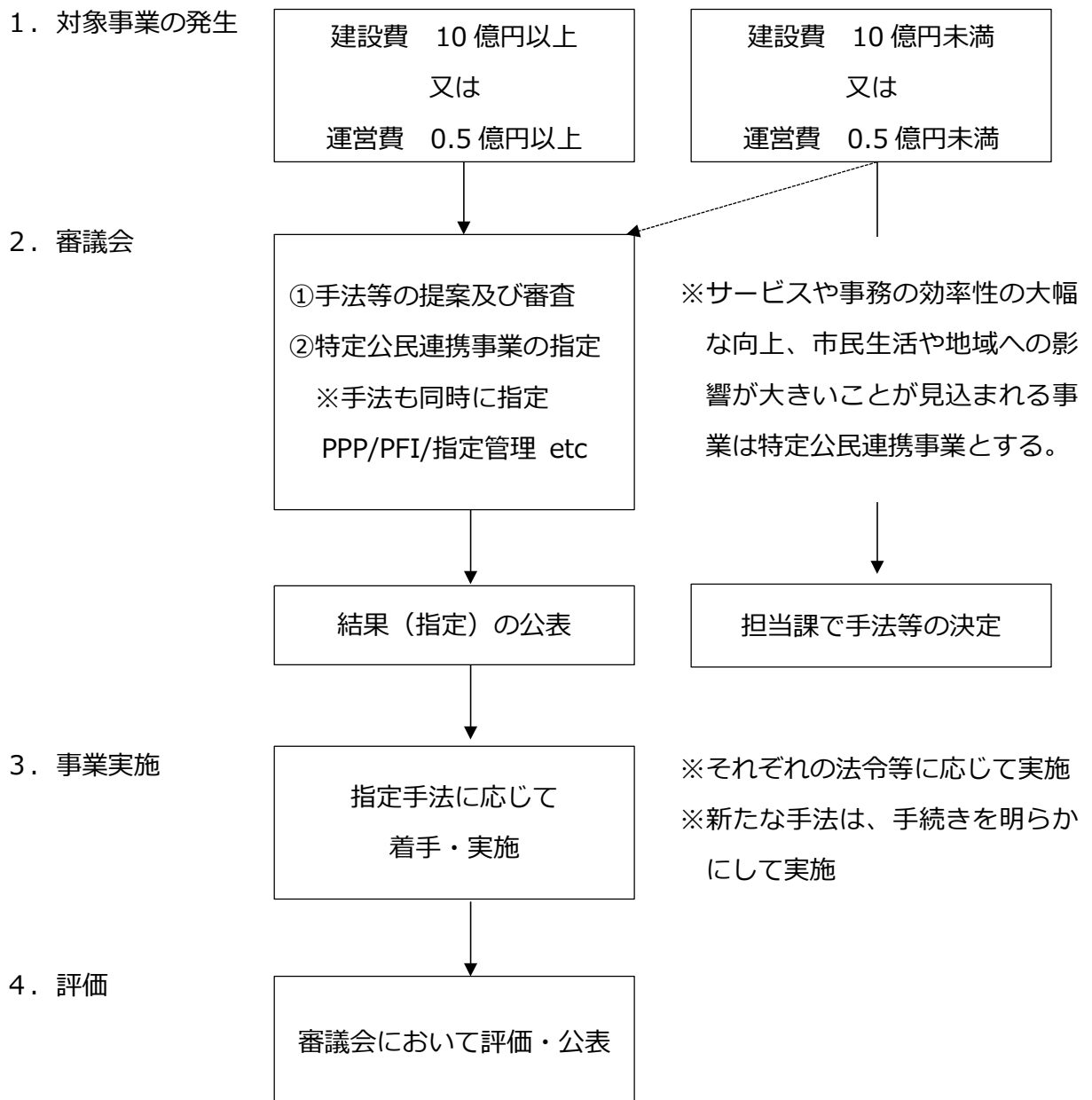
## 5. 特定公民連携事業（条例第6条）

前述した各手法による公民連携事業の内、施設建設費がおおむね10億円以上、事業の運営費等がおおむね0.5億円以上の事業は、下記に記載のとおり特定公民連携事業として審議会への諮問を経て、整備や運営手法を指定するものとします。

なお、協定などのソフト事業、金額等が基準に満たない事業における考え方は、それぞれの項目に記載したとおり検討等を行い、公共事業の内、道路整備事業などにおいて効果の発現が予測できない場合は除くものとします。

また、特定公民連携事業は、PFI法の規定による特定事業との関係性については、同法に基づく手法を進めることを諮問を経て決定した場合は、同法及び関係するガイドライン等に基づく特定事業として選定したものとして進めるものとします。

### 【特定公民連携事業の指定の流れ（大枠）】



## 6. 公民連携審議会（条例第7条）

特定公民連携事業の諮問機関として審議会を設置します。審議会は、5名以内の委員で組織し、特定公民連携事業の指定及び評価に加え、協定など公民連携事業の進捗（評価を含む。）や必要な事項を審議し答申することを機能とします。ただし、他の法令等で評価等を実施する組織が設置されている事業は除きます。

## 7. 提案等の募集等（条例第8条・第9条）

様々な課題解決策や事業に対する寄付を含めた協力などを求めていくため、公民連携総合窓口を政策企画部企画政策課に設置します。

公民連携総合窓口では、ホームページに専用ページを作成し、笠間市デジタル田園都市国家構想創生総合戦略に基づき課題や施策を明記した提案等の募集を行います。この課題や募集に対する提案から検討等については、おおむね下記の流れにより実施するものとします。また、各担当課において、具体的なテーマを明らかにした公民連携事業の提案募集等を実施する場合（市有財産の売却などで特定公民連携事業又は公民連携事業として扱わないものは除く。）は、同ページ及び報道等への周知などにより広く募集等の内容を公表するものとし、その後の手続きは、それぞれが公募要領等で定める内容により進めます。

なお、PFI法に基づく民間提案については、同様に総合窓口で受付を行った後、別に定めるガイドライン等により審査等を進めます。

### （1）提案の募集

様々な課題の解決に向けたアイデア等を創出していくため、随時、提案の募集を行うものとします。その中で、意見交換を実施し、提案等がされた取組みの実現について検討を進めます。

市	民間
○課題等の公表・提案の募集	○提案募集への応募
○意見交換会等の開催	○意見交換会等への参加
○公募型サウンディングの実施 (必要に応じて)	○公民連携窓口への提案・相談

### （2）活用等の検討

上記の提案や意見交換等において先進性や効果が期待できる取組みに対して、次の視点により整理し、事業手法を検討します。

<p>(視点1) 関係法令等の整理・確認</p> <p>検討する取組みを民間が担うこと等により関係法令に抵触することがないか等の整理、確認を実施する。なお、この確認は構造改革特区制度の活用も視野に入れる。</p>
<p>(視点2) 行政と民間の役割分担の明確化</p> <p>民間の意見を取り入れながら、市と民間の責任の範囲を明確化し、スケジュールを含めた事業スキームを設定する。また、民間に対するインセンティブの可能性も併せて検討を行う。</p>
<p>(視点3) 事業費（採算性）と独自性の確認</p> <p>検討した事業スキーム及び事業費用等について、必要に応じて第三者の活用を行い、同種の民間の取組みなど独自性についての確認を行う。</p>

市	民間
○手法の検討・決定	○手法に対する意見
○インセンティブの是非の検討・決定	○市の意向・役割の把握
○事業費・独自性の検証	

**(3) 連携事業の具体化**

検討した連携事業の実施にあたって、特定公民連携事業となるものは審議会へ諮問し所定の手続きを経ることとし、それ以外の公民連携事業については、庁議及び法令等の規定に基づく合議体での審議を行い決定するものとします。なお、民間の選定及び実施にあたっては、連携主体の適格性等を確認するとともに、競争性及び市の財政負担の有無等により、公募など透明性が確保できる手法により実施することとします。また、特定公民連携事業以外であっても、この流れによる公民連携事業は、審議会での評価を受けることとします。

<p>①連携主体の確認事項</p> <p>ア. 民間の経営状況の安定性又は将来性の有無</p> <p>イ. 民間の所有する資源等の活用の有無</p> <p>ウ. 政治・宗教等の関わりがないことや法令等に反していないなどの適格性の有無</p> <p>②競争性及び透明性の確保の確認</p> <p>ア. 内容における他者との競争性の有無</p> <p>イ. 選定手法の透明性の有無</p> <p>※ 上記の競争性（内容に対する技術等の独自性、参加可能な他者の存在、市の財政負担の確認）の有無を判断し、公募、随意契約等、透明性と説明責任を果たすことができる選定手法により実施する。なお、公募等にあたっては、法令等の規定に従い実施する。</p>
--